

オンライン申請のご案内

事前申請(新規・更新・変更)手続きは、市区町村の福祉担当窓口の他、**ETC 利用申請者(※)**を対象に、オンラインでも申請が可能です。

※自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方のみ

オンライン申請方法

- **スマートフォン(※)**から、24時間オンラインでの申請が可能です。
※パソコンからは申請できません。機種やOSによっては、ご利用いただけない場合があります。
- オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、**マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録及び「マイナポータルアプリ」が必要**となります。

※オンライン申請をご利用いただくと、市区町村の福祉担当窓口での手続き及び有料道路ETC割引登録係へのETC利用申請証明書の郵送が不要になります。

手続きの流れ



- ・事前にマイナポータル登録が必要です。
- ・各添付資料の画像データをご用意ください。
- ・登録後シール到着までお時間がかかります。
- ・シールを手帳へ貼付後に利用可能となります。
- ・通行時には手帳を携行してください。

ご準備いただく書類等

- ・マイナポータルをご利用いただけるスマートフォン
- ・手帳をお持ちの方のマイナンバーカード (氏名・住所の記載面(カード表面))
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・メールアドレス
- ・自動車検査証又は軽自動車届出済証 (電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」)
- ・ETCカード
- ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書等
- 【必要な場合あり】-----
- ・運転免許証(本人運転の場合のみ)
- ・住民票等(本人以外の自動車をご登録される場合や未成年の重度障害の方で親権者若しくは法定後見人名義のETCカードで申請される場合)
- ・割賦契約書又はリース契約書等(登録する自動車が割賦契約又は長期リース契約の場合)

主な注意事項

- ETCレーンの無線通行(ノンストップ走行)は、有料道路ETC割引登録係から送付する『**オンライン申請の手続き完了のご案内**』の到着後、**同封されるシールを手帳に貼付**のうえご利用いただけます。
- 手続きが集中した場合等、シール及び『**オンライン申請の手続き完了のご案内**』の到着までにお時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

オンライン申請の
流れについて

詳しくはオンライン申請受付サイトをご確認ください。
(URL) <https://www.expressway-discount.jp>

オンライン申請受付サイト

